

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会 役員等の報酬及び  
費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会定款第9条の規定による評議員及び第23条の規定による理事、監事並びに委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、この規程によるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が招集に応じたとき、またはその職務を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。ただし車賃は発着地より起算する。

2 第1項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし別表に定めるところによる。

(調整措置)

第4条 この規程に定める役員等が常勤の公務員である場合においては、第2条の規定による報酬は支給しない。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給方法については、職員の給料及び旅費の支給の例による。

附 則

この規程は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

区 分	報 酬 の 額	費用弁償の額	旅費費用弁償
会 長	年額 100,000 円	日額 3,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃は実費</li> <li>・ 日 当 <ul style="list-style-type: none"> <li>県外 3,000 円</li> <li>外国 5,000 円</li> </ul> </li> <li>・ 宿 泊 料 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内 8,000 円</li> <li>県外 13,000 円</li> <li>外国 15,000 円</li> </ul> </li> </ul>
副 会 長	年額 60,000 円	日額 3,000 円	
理 事	年額 30,000 円	日額 3,000 円	
監 事	年額 30,000 円	日額 3,000 円	
評 議 員		日額 3,000 円	
各種委員会委員		日額 3,000 円	